

広島県環境影響評価技術審査会 第17回第1部会議事録

(1) 開催日時

令和2年3月4日(水)

(2) 出席者の氏名

委員：西田委員 中井委員 前川委員 久我委員 内藤委員 吉田委員 矢野委員

参考人：福山市環境総務課，復建調査設計株式会社

(3) 会議に付した議案の件名

福山市次期ごみ処理施設整備事業環境影響評価準備書に係る審査

(4) 議事の概要

- 環境保全課長の挨拶の後，西田部会長の議事進行により議事が開始された。
- 第1部会委員8名中，出席委員7名で，広島県環境影響評価に関する条例施行規則第47条第5項の定足数(半数以上)を満たした。
- 矢野委員を議事録署名委員に指名。

(以下，資料1及び資料2を用いた事務局の説明は省略し，内容に係る議論のみ記載)

■全体的事項について

(委員) (意見なし)

■環境影響評価項目の設定について

(委員) (意見なし)

■大気環境(大気質)について

(委員) 知事意見で，光化学オキシダントと微小粒子状物質が環境基準を超過していることに関して「環境監視調査結果を踏まえた適切な運転管理及び維持管理を徹底し」と述べているが，光化学オキシダントと微小粒子状物質は環境監視調査項目に含まれていないので，整合性が取れていない。

(事務局) 光化学オキシダントと微小粒子状物質は，福山市の測定局舎にて測定を行っている。知事意見では，環境監視調査結果のみを踏まえる書きぶりになっているため，県の測定局舎での結果も踏まえるよう追記する。

(委員) 光化学オキシダントと微小粒子状物質を環境影響評価項目に加える必要はないのか。

(事務局) 光化学オキシダントと微小粒子状物質の生成過程は明らかになっておらず，予測が困難であることから，県の技術指針でも環境影響評価項目に加えていない。

(委員) 環境基準を上回っているのは光化学オキシダントと微小粒子状物質のみなのか。

(事務局) 大気質に関しては光化学オキシダントと微小粒子状物質のみである。

- (委 員) 建設機械の稼働において浮遊粒子状物質を選定していないのはなぜか。
- (事務局) 環境影響評価項目の選定については県の技術指針に準じており、技術指針において建設機械の稼働に係る浮遊粒子状物質は選定されていないため。
- (委 員) 予測手法において、年平均値を求めているものや年間 98% 値を求めているものがある等、項目ごとに異なっているのはなぜか。
- (事務局) 予測結果を法定基準と比較するためであると認識している。
- (参考人) 予測手法はそれぞれの項目について法で定められており、基本的には法に基づいて予測評価を行っている。
- (委 員) 環境監視調査結果は公開されるものであるか。
- (事務局) 環境監視調査等の事後調査結果は縦覧により公表されるものと認識している。
- (参考人) HP 等も利用して公表する予定である。
- (委 員) 廃棄物の搬出入に用いる車両の運行に係る予測において、搬出車両にはごみの搬出入車両に加えて焼却灰の搬出車両も含まれているのか。
- (事務局) 含まれている。
- (委 員) 資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行に係る粉じん等の予測において、車両の運行に係る粉じんの影響に加え、建設土等の搬出物の運搬に係る粉じんの影響は考慮されているのか。
- (参考人) 予測に用いた経験式では、搬出物の運搬に係る影響も考慮されている。
- (委 員) 廃棄物運搬車両の荷台はオープンな状態なのか。
- (参考人) 廃棄物運搬車両はパッカー車のようなクローズな車両を想定している。
- (委 員) 廃棄物の搬出入に用いる車両の運行において、ごみや焼却灰等の搬出物に係る粉じん等の影響はないものとして考えられるということでしょうか。
- (参考人) そのようになる。
- (委 員) 審査結果の「ごみ処理施設の主要設備について『必要に応じて設置』するものがあるなど、最終的な計画となっていない」を知事意見に反映するべきではないか。
- (事務局) 知事意見の「周辺の大気汚染の影響をより低減できる技術を採用する」というところで表現しているが、分かりにくいためその旨追記する。
- (参考人) 事業方式は DBO 方式であるため、市で具体的な設計はしていない。排出ガスの設備については、排出ガスに係る自主基準値を満たす設備を事業者提案してもらう形になっている。
- (委 員) 自主基準値を満たす技術を採用することという意見も加えるべきではないか。
- (事務局) ご意見を踏まえ、排出ガスに係る自主基準値を満たす技術を採用し、最終的な設備内容を公表することという文言を追記する。

(委 員) 運用の契約期間や施設の稼働期間は何年であるか。

(参 考 人) 設計施工まで5年間で、稼働後約20年間運転管理を行い、施設は40年間使用する予定である。

(委 員) 準備書に対する住民意見の概要に対する都市計画決定権者の見解で、浮遊粒子状物質を粒径10 μm以下としていることに対し、降下ばいじんを「比較的粒径が大きく」と表記していて、バランスの取れていない表現になっているため修正するべきではないか。

(事 務 局) 都市計画決定権者の見解に関しては知事意見に含めていない。住民に説明する機会があるが、その際に分かりやすく住民に説明するということがよいか。

(委 員) 了解した。

■大気環境（騒音・振動・悪臭）について

(委 員) 資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行、廃棄物の搬出入に用いる車両の運行における騒音に係る知事意見について、環境基準を上回っている予測地点No.3にのみ言及しているが、No.3以外においても環境基準と同値又は近い値となっている地点が存在しているので、その地点についても知事意見に加えるべきではないか。

(事 務 局) No.3以外の地点についても追記する。

(委 員) 資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行に伴う騒音の知事意見について、「工事の分散等について検討すること」のみでは車両の運行とのつながりが分かりにくいので、「工事の分散等による車両の計画的な運行について検討すること」のような表現にした方がよいのではないか。

(事 務 局) そのように修正する。

(委 員) 悪臭の予測について、最大値出現地点と住居位置である栗の木公園と箕島南丘緑地の臭気指数は10未満であるのに対し、現地調査結果では事業計画地が最大15、栗の木公園が最大13、箕島南丘緑地が最大14となっているがどのように考えればよいのか。

(参 考 人) 施設の稼働により現況に多少の影響はあるが、規制基準値に近づくことはない。

(委 員) 施設の稼働に伴う騒音について、予測結果が環境基準を超過している地点が存在するが、知事意見に含めなくてよいのか。

(事 務 局) 施設の稼働に伴う騒音の増加レベルは0.0 dBであり、影響が数字に表れていないため知事意見に含めていない。

(委 員) 了解した。

■景観について

(委 員) 施設の最終的な色彩が決定されていない。

- (委 員) 色彩が白色と薄紫色で予測しているが、白色の方が費用は安い。白色だと場合によってはハレーションを起こし、周辺にまぶしさを与えている建物の例もある。
- (委 員) 色彩のみでは伝わりにくいので、明度や彩度についても加えるべきではないか。
- (事務局) 明度や彩度について知事意見に追記する。
- (委 員) 環境の教育施設となるので、施設の見栄えの良いことは大切であるが、周辺景観とのバランスを考慮してもらいたい。
- (委 員) 構造物の意匠やデザインについても、周辺景観への配慮が必要ではないか。
- (委 員) 現地調査で眺望点から事業計画地を見た際に、背景の海との異質感が気になるのではないかと感じた。
- (事務局) 意匠やデザインについても知事意見に追記する。
- (委 員) 海からの視点はないのか。
- (事務局) 主要な眺望点からの予測となるので、今回は想定していない。

■廃棄物等、温室効果ガス等について

- (委 員) 予測結果のまとめで「二酸化炭素は 68,743 t-CO₂/年削減される」とあるが、ごみの焼却により CO₂ が削減されるという意味に捉えられ、誤解を招くのではないか。
- (参考人) ごみの焼却により CO₂ は発生するが、それ以上に余熱を利用した発電をすることで CO₂ を削減できるという意味合いである。
- (委 員) 余熱利用の発電によって、化石燃料を同等に使用して発電した際に発生する CO₂ が削減されることから、間接的に CO₂ 排出量が削減されるということではないか。
- (事務局) CO₂ 排出量について、評価書においては誤解のないよう記載するようという旨を知事意見に追記する。

■全体審議について

- (委 員) (意見なし)

■答申の作成について

- (部 会 長) 出された意見を踏まえ、内容の修正を行うが、修正については、部会長にご一任いただきたいがよろしいか。
- (委 員) (異議なし)